

議案第 87 号

議会の議決を経た契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 15 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

議会の議決を経た契約の一部変更について
議会の議決を経た契約の一部を、下記のとおり変更する。

記

- 1 契約の件名 国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事
- 2 契約の金額 変更前 金 886,600,000 円也
変更後 金 976,063,000 円也

（提案理由）

令和 4 年第 2 回区議会定例会において議決を経た議案第 44 号について、仕様の一部を変更すること等に伴い契約金額を変更する必要がある。

案 内 図

国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事



国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事（変更） 工事概要

1. 工 事 件 名 国指定史跡荻外荘（近衛文麿旧宅）復原整備工事
2. 工 事 場 所 杉並区荻窪二丁目43番36号
3. 工 期 契約締結の翌日から令和6年10月31日まで
4. 契 約 の 相 手 方 江東区新砂一丁目1番1号
株式会社竹中工務店東京本店 本店長 松岡 久史
5. 変 更 理 由 (1) 荻窪棟の解体を行ったところ、床下配管保温材等にアスベストが含有されていることが判明し、適正に処理する必要性が生じたことや、建物解体後に多くの部材が転用されていることが判明したことを受けて、文化庁の助言も踏まえ転用材を復原年代の位置に戻すための繕い作業などが必要になったため。
(令和5年第3回定例会 報告第18号)
(2) 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要性が生じたため。
6. 支 出 科 目 令和4年度 一般会計
都市整備費 緑化費 公園費 工事請負費
令和5年度 債務負担行為
令和6年度 債務負担行為